

「安全協定」の概要

1 主旨

住民の安全・安心を守るため、市町村は連携し、原発の安全性の確保を東京電力や国に求め続けていく必要がある。

これまでの市町村研究会での検討経緯を踏まえ、平成24年2月9日に締結した通報連絡協定の内容を引き継ぎつつ、さらに、一步前に進むため、第一に「市町村が直接、東京電力にものを言う機会を設ける」、第二に「全市町村が足並みを揃える」ことを重視し、本協定を締結する。

なお、安全協定の在り方についても、引き続き、国に求め続けていく。

2 目的

本協定は、住民の安全及び安心の確保を目的とする。

3 主な内容

(1) 平常時の対応 第1条

市町村と東京電力が原子力発電所連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。（市町村の構成は、柏崎市、刈羽村を除く28市町村）

原則、定期的を開催し、協議の上、臨時に開催することができる。

【運用要綱 第2条】

- (1) 連絡会は、原則として別表の協定締結市町村（28市町村）と乙（東京電力）で構成し、開催するものとする。
- (2) 連絡会の運営に当たって、協定締結市町村が幹事を通じて乙に協力を求めた場合は、乙は、これに応ずるものとする。
- (3) 連絡会において、乙は、協定締結市町村に対し、発電所の現状及び安全確保対策等に係る以下の事項について報告するものとする。
 - ア 発電所の現状に関する事項
 - イ 発電所の原子炉施設及びこれに関連する施設等の新設及び増設並びに重要な変更に関する事項
 - ウ 発電所その他原子力発電の安全確保に係る計画及び実施状況に関する事項
 - エ 発電所の安全確保に関し、国や新潟県の指示に基づき報告した事項
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、協定締結市町村及び乙が必要と認めた事項

(2) 異常時の対応

① 東京電力からの通報連絡 第2条

2月に締結した「通報連絡協定」を引き継ぎ、異常時には東京電力から市町村へ通報が入るものとする。

※ なお、「通報連絡協定」は安全協定の締結に伴い廃止する。

② 「現地確認」の実施 第3条

市町村は、住民の安全の確保のために必要があると認める場合は、発電所の現地を確認し、相互に意見を述べることができる。

【運用要綱 第4条】

(1) 市町村は、乙（東京電力）から異常時の通報を受け、発電所の立地自治体が「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」に基づき立入調査等を実施するような場合においては、発電所の現地を確認できるものとする。

(2) 現地確認は、原則として、協定締結市町村のうち発電所から30km圏内の市町村が行うものとする。

※ 30km圏外の市町村による現地確認を妨げるものではありません。

(3) 損害の補償 第4条

発電所の運転保守に起因して住民に損害を与えた場合は、東京電力は、誠意を持って補償するものとする。

【運用要綱 第5条】

事故に起因して、風評による農林水産物の価格低下その他営業上の損害が生じたときにおいて、相当の因果関係が認められる場合の措置を含むものとする。

※ 幹事の設置、実務担当者の選任 【運用要綱 第1条】

協定の円滑な運用を行うため、幹事（3市町村）を選出する。〔締結直後は、長岡市、新潟市、上越市〕

また、市町村は、自らの調整窓口となる実務担当者を選任する。